

河川敷の管理協定

この協定は、河川の自然を生かした利用と保全、河川管理の適正化を図るため、滋賀県が整備した河川敷の管理に関し河川管理者 滋賀県知事 稲葉 稔を甲とし、河川敷地管理者 湖北町長 木下 武彦を乙として、甲乙間において次の条項により管理協定を締結する。

(対象とする地域)

第1条 この協定の対象とする地域は、

高時川 [㊦
左岸] 号地
市 湖北 ㊨ 八日市地先 766 m²
とする

(管理の方法)

第2条 対象地域内の管理については、乙が責任をもって行うものとする。ただし、対象地域における管理について、治水上または、利水上の観点から、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、この限りでない。

(管理の費用)

第3条 第2条の規定による管理に要する費用は、乙の負担とする。

(管理の委託)

第4条 乙は、対象地域内における河川敷の管理を第3者に委託することができる。

- 2 対象地域内において生じた河川管理上の障害については、前項の規定により管理の委託をした場合であっても、乙は、その障害を除去するため誠実に対処するものとする。

(雑則)

第5条 この協定に定めのない事項または、疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ誠実に履行するものとする。

平成 6年 5月 5日

甲：河川管理者 滋賀県知事 稲葉 稔

乙：河川敷地管理者 湖北^市市長 木下武彦





